

基づきまして、我々は検証を行っております。

○川原・木場地区地権者等：何でそういうことするんですか。最新のデータやらないんですか。

○長崎県：最近でそれぞれ、ですから、1年落ちたから、いろんな要因が、生活様式等、あと…

○川原・木場地区地権者等：1年だけじゃないでしょう。もっと先の話…

○長崎県：リーマンショックと、あと渇水の影響によって落ちたやつに基づいて、それを見直すということが妥当かどうか。一時的に落ちたデータに基づいて検証することが妥当ではないというふうに考えております。

○川原・木場地区地権者等：それで？

○長崎県：ですから、18年、19年に再評価を行った資料に基づいてやることは、我々は検証主体としては妥当だというふうに判断いたしております。

○川原・木場地区地権者等：そういうことは何も書いてないですよ。妥当だという表現はどこかにありますか。検証したということ、どこかに書いてありますか。

○長崎県：前回説明の中では申し上げました。ですから、ペーパーとしてはまだ…

○川原・木場地区地権者等：ないですね。

○長崎県：はい。

○川原・木場地区地権者等：うのみにしたとしか読めないですよ。全くもうフリーパス。市の過大予測、架空予測をそのままフリーパスして、それを前提にしてそちらは検証していると。そういうことです。

○長崎県：計算のベースになるものが18年度の再評価資料に基づいて、我々はそれを…

○川原・木場地区地権者等：そんなこと聞いてませんよ。

○長崎県：いえいえ、ですから、それに基づいて我々は妥当性を判断したということです。

○川原・木場地区地権者等：なぜ18年度の再評価資料で判断するか、リーマンショックとか、それから渇水の…

○長崎県：渇水の影響ですね。

○川原・木場地区地権者等：…見る必要ないと言っているんですか。

○長崎県：ええ。そういうふうな一時的な減少傾向、それをそのまま踏まえてやるのが正しいのかどうか。

○川原・木場地区地権者等：これを見てね、これが正しいとあなた思いますか、本当に。常識の問題ですよ、これは。

○長崎県：よろしいですか。

- 川原・木場地区地権者等：はい。
- 長崎県：これだけ落ちた根拠理由というのは明らかでないですよ。なぜ落ちたのか。
- 川原・木場地区地権者等：さっき説明したじゃないですか。
- 長崎県：いいですか。節水機器がどれだけ普及したのか、そういうことを数値的には説明は無理ですよ。
- 川原・木場地区地権者等：あなた方が検証してないだけでしょ。東京都も横浜市もしてますよ、検証を。何で佐世保市、あるいは長崎県はそれの検証をしないの。節水機器がどれくらい普及してきたか。
- 長崎県：もともと18年のときにはそれはやっております。節水機器の予測、29年までこれだけ入ってくるだろうという予測はしております。
- 川原・木場地区地権者等：それが間違ってたわけですよ。
- 長崎県：いえいえ。
- 川原・木場地区地権者等：それが間違ってただけの話じゃないですか。
- 長崎県：今回のこういう減少傾向そのものが、やはりそういう節水機器の大幅な需要増というのはないわけでごさいます、先ほど来言っておりますリーマンショックによる景気後退、それと渇水の影響による水使用の落ち込みになると考えております。
- 川原・木場地区地権者等：その前から減ってきているじゃないの。それだけじゃなくて、昨年度と今年度の減り方というのは、渇水の影響だけじゃないですよ。そういう基本的な傾向なんです。基調的な傾向。その前から減ってきているでしょう。2000年度あたりから2001年度後減ってきているじゃないですか。何でこの傾向をきちんと踏まえないんですか。これを見て正当な予測だっていうあなたたちの感覚がずれてますよ。
- 川原・木場地区地権者等：あとは、私たちだってこれの一番下のままだなんて、一言も言ってませんよ。安全を見て、これの幅が、なおかつ今のところを除いて、生活用水は別だけでも、それで予測を立ててあるんですよ。全然あなたの言ってることと違うよ。おかしいよ、それは。
- 長崎県：ですから、18年にやったデータに基づいた検証を我々は間違いないと思っております。その後の減少傾向をどこまで反映させるのか、妥当なのか。我々は一時的な減少傾向そのものを一過性のものだと考えて、特異点だと考えております。
- 長崎県：よろしいでしょうか。1点だけ。
このグラフは、少なくとも左側のメモリは6万からのメモリです。つまり、縦軸が非常

に拡大された状況になっていますね。ゼロから含めて記したものが、例えば、これは少しデータとしては違いますけれども、41 ページ、これは石木ダム検討資料という資料でお配りさせていただいております。これはスケールがゼロを基調として書かれているわけであります。

ここで1日最大給水量について、平成9年からの変化を記しているわけでありますけれども、大きなトレンドとして見れば、11万7,000 m³の目標水量に対して、まだ届かない予測値の90%ぐらいまではいっている。また、予測値の80%ぐらいまではいっているというデータになっているわけで、あのグラフをもってあたかもものすごい伸びる、またはものすごい減るといような言い方の議論をするというのは、少なくともあのグラフが6万m³から記されているということについて、感覚的なずれがあるということを私は指摘したいと思います。

○川原・木場地区地権者等：メモリは、それはそんなにこだわる話じゃありません。

とにかく減ってきていると。リーマンショックとか、渇水のあったその前から減ってきているにもかかわらず、どんどん増えると。全く乖離した予測になることは明らかですよ。この事実を認めなきゃいかんですよ。こういった予測が正しいなんて、許されませんよ。

それから、さっきの水源の話。これは県の問題。河川管理者は県でしょう。なぜ相浦川の慣行水利権、許可水利権を認めないんですか。川棚川の暫定水利権。取れてるんですよ。なぜこれを認めないんですか。これは石木ダムがあるからでしょう、あなたたち。

○長崎県：お答えさせていただきます。

まず、先ほど来言っておりますように、川棚川の法定水利権1万5,000 m³は365日取れておりません。プラス暫定水利権の5,000 m³につきましても、ほとんど取れていない状況があります。

それと、相浦川も不安定水源、慣行水利権でございますけれども、これを法定化するためには、ご存じのように正常流量の確保が前提でございます。今現在、慣行水利権ということで取水をしておられますので、本来必要な正常流量が確保されていない状況であります。こういう状況の中でこれを法定化することになれば、今の不安定分の水量は全く取れないという状況になろうかと思っております。

○川原・木場地区地権者等：本当に取れない。

○長崎県：と思います。

○川原・木場地区地権者等：ゼロ。

- 長崎県：ええ。ですから、湧水流量見合いで正常流量を確保した以上は、新たな水源としての取水は困難だと考えております。
- 川原・木場地区地権者等：正常流量は、数字は妥当なんですか。あなたたち決めている数字は、でっかい数字を決めて、これだけ取れないようにしているんじゃないですか。
- 長崎県：いえ、今日、相浦の正常流量のデータを持っておりませんが、政令 10 項目の中で適正に検討しております。
- 川原・木場地区地権者等：それなら、昭和 49 年、そのときに出された数量が、取水場は全然変わってないんです、場所は。そのときに 11 万 1,000 m³なんですよ。昭和 49 年にあなたたちが出した資料では。それは、取水場の場所も一つも変わってません、現在と。それがなぜそんなに小さくなったんですか。その当時は取ってたはずですよ。それが不特定用水に合わせても随分減ってますよ。同じ場所から。どういう状況ですか。あなたたちが取らせてないんじゃないですか。
- 佐世保市：利水者の私の方から答えさせてもらってよろしいですか。
- 司 会：どうぞ。
- 佐世保市：49 年当時云々というところでは、私がつぶさにそれを確認できてるわけじゃないんですが、先ほど言いましたように、水道法上の認可水源という位置づけの中で、水利許可の写しを付けなければ、認可水源というふうには厚生労働省は認めてくれません。多分、49 年は高度成長期で全国どこでも水が欲しいという中で、当時はもしかしたらそういう不安定なものも認めとったのかなと、これは想像域ですが、平成に入ってから水利権の許可がないと認可水利権に位置づけられないというのが実態でございます。
- 川原・木場地区地権者等：私言っているのは、不安定にしろ、安定水量にしろ、そのとき 11 万 1,000 m³はあったということは間違いはないですよ。それは同じ場所なんですよ。水源は。現在も 49 年当時も同じなんです。それだけ取ってたんです。それを減らしてしまったんじゃないですか、あんたたちが。
- 佐世保市：すみません。お手元の資料がわかりませんが、安定水源と不安定水源を分けて書いてありますでしょうか。
- 川原・木場地区地権者等：49 年にはそういうことは書いてありません。同じ水源で書いています。不安定水源とかなんとか言ったのは、最近になってからじゃないですか。昔は同じ書き方しかしてません。最大取水量としています。
- 川原・木場地区地権者等：水道のそちらの現場の方からお聞きすると、こういう話ですよ。

実際水が汚れて使えないときがあるんだと。だから不安定扱いしているんだと、そういう話しか聞きませんよ。

○佐世保市：現場の担当がそう言ったのは事実かもしれませんが、私ども実態として、私どもが厚生労働省に認可を取得しに行くときは、取水が確かかどうかの書類を添付せろということが条件づけられます。そうしないと認可しないと。そうなってくると、不安定水源と言われる慣行水利は、23条の許可はないんですよね。88条の届出、一方的にこちらが河川管理者に届けるんであって、既得権として。河川管理者からお墨付きをいただくわけじゃないんですよね。したがって、添付ができないんですよ。そこで認めていただけないという実態がございます。

○川原・木場地区地権者等：具合が悪いんですか、それで。

○佐世保市：先ほど言いましたように、規則の中に、法の規則の中に…

○川原・木場地区地権者等：規則の話ね、あくまで。実態としては、実際に渇水時、平成19年渇水には使えていたわけですね。使っていたわけですよ。実際に何も困っていない。困っていないけども、厚生労働省の方の関係で規則上困ると、そういう話ですね。実態としては困っていないでよろしいですか。

○佐世保市：いやいや、渇水期というとらえ方を、年単位で渇水ととらえるのか、1年間の中の、一般的に私どものところ少雨期というのは11～2月の4ヵ月で、一番厳しくなるのが冬場の1月、2月が渇水流量に近づきます。そのときに取れるか取れないか。先ほど言いましたように、基準渇水流量から正常流量を引いても、355日は一番厳しいときでも取れないかんわけですね。そういう基準に合うかどうかということなんですよ。

○川原・木場地区地権者等：それはそちらが考えることじゃないね。県が考えることですよ、そういうのは。そうですね。

だけでも、渇水のとりに取れてるという現実があるわけですよ。それで賄うことができているんですよ。それでやれるわけです。今後もやっていける。にもかかわらず、規則上まずいと。正常流量を満たしてない。その数字はどこまであてになるかわからないけれども、チェックしたいと思うんだけど。だけど、そういう数値を満たしてないと。そういう形式的な理由で、これは不安定と扱われているということなんですよ。実態は安定なんですよ。取れているんです。

○長崎県：河川維持流量と申しますのは、ご存じのとおり、河川内の動植物の保護のために必要な流量ですよ。

- 川原・木場地区地権者等：動植物と言うけどね、川というのは流量が減ったり増えたり、そういうものなんです。それを前提として、川の生き物は生きていますよ。それを一定してね、ダムで補給しようなんて考え方が間違えてる。
- 長崎県：いや、今私が言っているのは、相浦川の話でございまして、ですから、石木川、川棚川につきましては、取水後も安定した水の量を確保するというので、不特定容量を確保…
- 川原・木場地区地権者等：ただ、私、佐世保市の水道から聞いたんですけども、暫定水利権 5,000 m³、これまで取れなかったことないですよと聞いたですよ。
- 長崎県：それは年間安定して取れるなんて、我々は話聞いたことございませんけど。
- 川原・木場地区地権者等：そうですか。実際取れてますよ。取れてると思いますよ。濁水で取れたじゃないですか。平成19年濁水、5,000 m³近く取ってますよ。この現実をどう見るんですか。
- 川原・木場地区地権者等：取れてないじゃなくて、取ってないだけだよ。
- 川原・木場地区地権者等：実際取ってる。何でそれを取れてないと言うのかわからない、私は。
- 佐世保市：山道堰のところで、先ほど説明がありましたように、私ども、たしか、昭和49年ぐらいから自流の水利権を1万5,000 m³持っています。同じように、川棚町さんも水利権あられるんですが、その自流の水利権の上の余裕ある水量を暫定豊水水利権としていただいているんですね。しかも、暫定ということは、何が暫定かということ、石木ダム完成までのそういう仮的なものですよ。そして、失効条項というのがありまして、1年間で失効するんですよ。通常は更新なんです。
- 川原・木場地区地権者等：それは佐世保市の水道管理者がいうのはわかりますよ。県からそういう許可しかもらってないんだから。
- 佐世保市：いえいえ。
- 川原・木場地区地権者等：実態は違うということです。河川管理者の責任なんだよ。水利権許可権者である県が、なぜこれをいつまでも不安定と扱っているかということなんです。そこが問題なんです。実態として取れているわけです。平成19年の濁水時に取れている水を、なぜこれを不安定としなければならないのか。そこが基本的疑問ですよ。正常流量を満たしていない。正常流量の数字よくわからないけども、これからチェックしたいと思うけども、そういうあなた形式的な話で不安定としているわけ。実態は違うんですよ。実態を踏まえて、ダムが必要か否かやりましょうよ。
- 佐世保市：先ほど言いますように、1万5,000 m³の上に5,000 m³が乗っかっているわけですね。

この1万5,000 m³そのものが取れてないんですよ。

○川原・木場地区地権者等：じゃあ、それを不安定にしなきゃいけないじゃないですか。それだったら。

○佐世保市：それは、不安定にするかどうかは河川管理者さんの…。

○川原・木場地区地権者等：そこがいいかげんなんだよね。安定と言いながら、実際は不安定だった。何で安定しているんですか、あなた。許可水利権を与えているんですか。与えられないじゃないですか、それだったら。

○長崎県：ですから、既得用水の安定確保のダムの不特定容量として確保しているんですよ。実際現実に今1万5,000 m³取れてない日もあります。

○川原・木場地区地権者等：石木ダム前提で1万5,000 m³与えたんですか。

○長崎県：石木ダム前提じゃないです。維持流量です。ですから、そのときの渇水状況、その後の降雨状況で、現時点において渇水が来れば…、

○川原・木場地区地権者等：現時点じゃない。当時なぜ与えたかを聞いているんですよ。

○長崎県：当時の流況に基づいて1万5,000 m³が安定水利権として与えております。ところが、その後の降雨状況、特に現時点、最近何年かを見る範囲においては、1万5,000 m³は取れておりません。取れない日があります。で、そのときには当然のことながら、川棚町さんの取水を先行させますので、

○川原・木場地区地権者等：だからね、渇水年は、何年に1回の渇水で見ると違って来るんですよ。だから、厳しい渇水年には取れないこともあるけども、やや甘くすれば取れるということで、その辺は現実に合わせてるのが実態なんですよ。実際、川というのは流量が減っても、別にそこの生態系がどうということはないの、ちょっとぐらい落ちたってまた戻るから。そういうものなんですよ。正常流量を一定保たなきゃならん、これを満たしてないから許可水量にならん。解釈そのものが間違えてる。

○長崎県：ただ、暫定は年間半分取れてないと思います。

○川原・木場地区地権者等：うそうそうそ。それは全く違います。実態取れてます。

どうやって見るんですか、あなたは。

○長崎県：はい？

○川原・木場地区地権者等：平成19年渇水、5,000 m³近く取ってますよ。

○長崎県：通年取れてないでしょう。

○川原・木場地区地権者等：私は渇水年の話をしているんですよ。

- 長崎県：ですから、
- 川原・木場地区地権者等：平成19年渇水。一番厳しい渇水でしょう。
- 長崎県：そのとき、5,000 m³取れてないはずですよ。
- 川原・木場地区地権者等：そのとき、取れてますよ。こっちのデータ見てくださいよ。
取れてるじゃない。
- 佐世保市：ちょっと小さくて申し訳ないんですが、赤のラインが1万5,000 m³のラインです。そして、これを超えた分が暫定豊水の5,000 m³なんです。本来であれば、全部取れば青で塗りつぶされるわけですね。1万5,000 m³も全部つぶれてやっとなんですが、ここに穴が開いた状態ということは、取れてなかったということが読み取れます。
（「必要なたんじゃないんですか。」という者あり）
- 川原・木場地区地権者等：なかったからですよ。なかったからですよ。
- 佐世保市：水がなかったから取れなかった…。
- 川原・木場地区地権者等：それだけ取る必要がなかったから。いつも満杯取るものじゃないですよ。実際にはかなり低いものなんです。だから取らなかった。平成19年の渇水もそうなんです。それでも、実際見ると、5,000 m³近く取ってる。これはそちらのデータですよ。グラフ見てくださいよ。そのデータ、取れてるんだから。何で認めないの。安定水利権。取れてるじゃないですか。
- 佐世保市：あのグラフもですよ、川棚川の暫定水利権というのが、5,000 m³ですと横並びになれば、それは取れてるという位置づけになるんですが、
- 川原・木場地区地権者等：違いますよ。渇水のことを言ってくださいよ。そのときに取れてるじゃないですか。そのとき取れてるかどうかの話ですよ。ふだん取る必要がなかったから取ってないだけの話ですよ、そんなの。
- 佐世保市：うちの水運用は、できるだけ河川の自流水を優先的に取って、ダムを温存するという運用のやり方をしないとつながっていかないから、河川から取れるときは河川取水を優先して取ってるというのが実態でございます。
- 川原・木場地区地権者等：だから、取れてるということじゃない。
- 佐世保市：だから、取れてないじゃないですか。
- 川原・木場地区地権者等：減圧給水期間を超えてたんですよ。大半はこうやって川棚、暫定取れてるじゃない、5,000 m³近く。後半厳しいかもしれない。取れてるじゃない。何を取れてない…。

- 長崎県：取れてないじゃないですか。
- 川原・木場地区地権者等：なぜ取れてない。
- 長崎県：5,000 m³。
- 川原・木場地区地権者等：少しは下回りますよ。満杯いつも取るわけじゃない。当たり前じゃない、そんなの。
- 川原・木場地区地権者等：満杯取水するときなんて減多にないですよ、そういう意味では。おたくさんのデータ見たって。
- 長崎県：いやいや、データを見てください。一番下のグラフも、一番下は2007年11月から始まって、12月、1月ときてますね。湧水が一番厳しかったのは11月、12月なんですよ。そのときの川棚川の暫定水利権、赤で矢印をしているところはどこにプロットされてますか。ゼロにプロットされてるじゃないですか。
- 川原・木場地区地権者等：そのときには取ってないだけの話ですよ。
- 長崎県：取れなかったということです。
- 川原・木場地区地権者等：違う違う違う。これは取る必要がなかったから取らなかった話なの。大半は取れてるよ。
- 佐世保市：湧水のとくに、水があるのに取らないわけがないじゃないですか。
- 川原・木場地区地権者等：あなたね、このとき需要がそんなになかったから、たくさん水源を持って、佐世保水道ね。バランスでどう取るかの話なの。要するに、取らなくていいときは取らないの。それはそっちでやりくりされてるのは、苦勞されてると思うけども。
- 佐世保市：ダム温存型で運用してるんですよ。ダムをなるべく温存する。だから、河川水に、取れる場合は河川水を優先して取らないと、うちはつながっていかないんですよ。現実的に。だから、あるときは取ってます。
- 川原・木場地区地権者等：違う違う違う。こっちはダムが使えたから、ダムでやってただけの話ですよ。これはだから、ダムで取ったから少ない。必要がなかった取らなかった。実際に必要になったときはこうやって取れてる。湧水のとくに、ここだけじゃない、減圧給水やってるんだから。取れてるじゃないですか。それを取れてない理由だなんて、そういう詭弁はよしましょうよ。
- 佐世保市：あのグラフを見てもそうだし、私ども先ほどから言いますように、河川取水優先で取ってるんですよ。河川取水優先で。
- 川原・木場地区地権者等：河川取水優先？

- 佐世保市：ええ。自流の水利権を優先で。そして、ダム貯水量を温存してるんですよ。
- 川原・木場地区地権者等：このとき、じゃ、あれですか。川棚川の流量はぐっと落ちてたとおっしゃるんですか。
- 佐世保市：えっ？
- 川原・木場地区地権者等：川棚流量、ぐっと落ちてました？本当に？データ見てみました？
- 佐世保市：今突然のやりとりですから、データを見て言って…
- 川原・木場地区地権者等：そういうことじゃない。想像だよ。説明をどうするかの話、考えるようなもんだね。違うんだ。実態よくわからない話をしてるんだ。
- 長崎県：実測として水が取れてない。
- 川原・木場地区地権者等：需要がない。取る必要がなかったんじゃないですか。
- 長崎県：もう少し付け加えさせていただきますと、川棚川から水が取れないときに、佐世保市は下ノ原ダムといって、そちらの方を實力より多めに取るんですよ。実際、11月から12月にかけて、もともと給水制限に入る入らないの議論は、下ノ原ダムの貯水率がぐんと下がっていったわけですね。と言うことは、先ほど来言っておりますように、川棚川の法定水利権もしくは暫定水利権も取れなかったから、下ノ原の水を使わざるを得なかった。そういうことによって、下ノ原ダムの貯水率が下がってしまった。その結果、給水制限に入らざるを得なかったという状況だというふう聞いております。
- 佐世保市：今、取ってない11月から12月にかけての貯水量が50%台に落ちています。これは■■■■先生の地元だからご存じのとおり、50%というのは、給水制限の準備に入って、暫定豊水で川に水があれば、当然その川は取水するわけで、取れなかった結果としてあのグラフがあるというふうにご理解ください。
- 川原・木場地区地権者等：それは想像してるだけの話で、データでやってるんじゃないでしょう。川棚川で取れるか取れないか、データを見てからにしましょう、そういう話をね。想像の話ですよ、あなたの話は。実際取れてるんです。こういうね、正常流量を満たしてないからダメだとかなんか言ってね、取らせないようにして、これは不安定だとしているけど、もしダム計画なかったらどうします？なかったら、認めていくんですよ。そういうものなんです。ダム計画が一方であるから、だからこういう扱いをしているんですよ。これは困ったことになる。だから、水利権許可行政にはダム行政絡んでるのね。大体ね、ダム事業者であり、同時に河川管理者、これおかしいですよ。切り離すべきですよ。もっと客観的に許可水利とかを与えるべきなんだけど、ダムをつくりたいという、そういうのが働

いちゃうんですね。だから、本来取れる、現に取っている水も許可水利権にしないと、そういう恣意的な許可行政が今までなされているんですよ。そこを変えなきゃだめですね。

○長崎県：そういうご指摘は我々は当たらないと考えております。

○川原・木場地区地権者等：なぜ当たらない。理由はない。

○長崎県：いえいえ、それは違うと思います。

○司 会：それでは、時間も大分過ぎております。最後に…

○川原・木場地区地権者等：いやいやいや、ちょっと待って。有収率、漏水防止に対してさ、せめて努力をしなかったらね、皆さん気の毒過ぎますよ。だって、日本で最低に近いんだから、有収率が。

○佐世保市：ご指摘のところは、そのとおりだと思います。先ほど申し上げましたように、私、去年の4月に就任して、有収率の向上、有効率の向上というのを大きな目標として、今後事業展開をしていくという方針を出させていただきました。

まずは、漏水調査の方法をこれまでと変えるということで、新年度からそういう体制をとるようにしています。そしてもう一つは、予防策が必要だと。漏水があったら、それを探して修理するというんじゃなくて、漏水させないという方法が必要だということで、今後減圧対策をやっていくということで、新年度から予算化しております。そういったところで、漏水というのは一挙に解決するわけじゃございませんが、しっかりと着実に数値を上げていくように努力したいと思っています。

○川原・木場地区地権者等：90%になるのは何年後ですか。それから、95%になるのは何年後ですか。

○佐世保市：漏水対策をやるプロジェクトを今立ち上げて検討していますが、具体的に90が何年だとか、95が何年だということまでは、今、計画はございません。

○川原・木場地区地権者等：それは極めて無責任ですよ。少なくとも私が佐世保市の水道局さんに、どのようなやり方で漏水対策をやっているのかとお聞きしていますよ。そうしたら、どのブロックでどれだけの水が漏れてるのか、それすら把握できていないんですよ。面で、どの給水域でどれだけ水が漏れているのか、集約できていないんですよ。いろはじゃないですか。漏水対策をきちんとやるにはどうしたらいいかということで、全然汗を流していないんですよ。漏水防止で聞きに行く、それはもちろんやらなきゃいけないこと。それから、配管を取り替えるというのも、それは経年管取り替えなきゃいけないことは当然のこと。だけど、どこがどのようなことで漏水があれだけ多いのかということの分

析が全然されてないんですよ。まずそれをしてから、それでどういうふうにすればいいのかというふうを考えていく。そうすれば、**2017年**には**90%**を到達することなんて簡単ですよ。できますよ。よそのところではいくらでもやっているんだから。何で最下位なんですか。そこを説明してください。

○佐世保市：なぜ最下位かというのは、やはり先ほど…

○川原・木場地区地権者等：最下位だというのはお認めになりますよね。

○佐世保市：ええ。なぜかといいますと、やはり斜面地という、先ほど言いますように、斜面地という特性の一つはあると思います。斜面地は、やはり小さく給水ブロックを切っていく必要がございます。今お話があつていきますように、長崎市さんはそれに取り組みまされております。私どももそういう方法を今後取り入れていくということを考えております。さらに、すべてが斜面地ではございません。中心市街地は平地がございます。ここは給水のブロック化を図って、減圧対策をしていきたいというように考えております。それらの計画で、今年度着実に進めていって、できるだけ早い段階で実施に向けていきたいと思っております。

ただ一つ、一点お願いします。ご存じのとおり、先生方はプロですからご存じのとおり、水圧と漏水量は、要するに、 y と ax の関係にはございません。平方根乗に比例するという理論的な話がありますので、要するに、圧力を半分に下げても漏水量は**3分の2**ぐらいしか、残ってしまうという関係がございますので、圧力対策、もちろん一生懸命やっておりますが、これを今、平成**18**年ごろ約**1**万 m^3 漏水がありました。今、**6,000** m^3 台に落ちております。

○川原・木場地区地権者等：昨年だけでしょう。

○佐世保市：いや、徐々に落ちてきています。

○川原・木場地区地権者等：昨年だけです、漏水率が下がったのは。

○佐世保市：いえいえ、違います。漸減状態でずっときています。量は。

○川原・木場地区地権者等：誤差範囲じゃないか、それこそ。誤差範囲。**83%**が**84%**になったぐらいじゃないですか。それで、去年が**85**か、有収率が。そんなもんじゃないですか。**20**年たつて。よそのところは、**10**年間で**10%**ぐらい有収率上げてますよ。何でできないんですか。何でやらないんですか。

○佐世保市：いやいや、だから、今まで漏水対策なり有収率向上の対策が少し、力の入れ方が違ったかなと。敷設替え…

○川原・木場地区地権者等：そうじゃないでしょう。ノウハウを持ってないんでしょう。ノウハウ

- を持っていないんでしょう、漏水対策のきちんとしたノウハウを持っていないんでしょう。
- 佐世保市：いやいや、だから、私が就任して、今体制を立て直していますので、有収率向上というところで。新たな手法を取り入れていますので、今後ともそれは努力してまいります。
- 川原・木場地区地権者等：そういうふうになった後で、それでも水が足りないかどうか判断したらいいじゃないですか。
- 佐世保市：有効率は**92%**を目標値を入れて予測しているんですよ。
- 川原・木場地区地権者等：だめですよ、有効率では。有効率は量れません。実測できません。有収率でいきましょう。有収率**95%**を目指しましょう。東京都も福岡もやったことだし、**95%**を超えてるところは**30**ぐらいあります。
- 佐世保市：現実にはですね、**29**年までに今の数値を一気に**95%**まで上げきることかどうかというのがございます。
- 川原・木場地区地権者等：だから、まずは**90%**を目指しましょうと言ってるじゃないですか。**90%**の後で、**5**年か**10**年かけて**95**を目指せばいいじゃないですか。まずは**90**を目指しましょうよ。
- 佐世保市：現実的にまだ具体的な対応策を、じゃ、佐世保市内全体をどういう形で漏水対策をやっていくかというのをこれから組み立てようとしている中で、今、目標を幾らに具体的にするというのは、申し訳ございませんけど、ここでは…
- 川原・木場地区地権者等：そういうのをね、甘ったれって言うんだよね。みんなをさ、ダムの中に沈めてね、うちではこれまでできませんからって、ダムの中に沈んでくださいと言っているのと同じなんだよ、みんなに。私は同じ水道業界の人間としてね、ほんと恥ずかしいよ。涙が出るよ、本当に。情けないよ、あなた方。
- 佐世保市：有収水量向上というのは、私どもの大きな課題というのは十分認識しております。これまでと違った取り組みをしてきておるといことは、議会の場でも私は発言させていただいております。そういうことで、今まだ**11**ヵ月足らずでございますけれども、今後とも最大の課題としてしっかり取り組んでまいりたいと思っております。
- 川原・木場地区地権者等：だから、とりあえずはさ、石木ダムをあきらめなさいよ。
- 川原・木場地区地権者等：平成**6**年のあの渇水体験をやったときに、長崎市も福岡市も、本当に水を大切にしていこうということで、漏水対策に力を入れて、うんと有収率を引き上げていった。しかし、佐世保市の場合は、ずっと横ばいできていた。この違いというのは、一体何なのか。やっぱりね、あなた方は石木ダムが頭にあったから、漏水対策に力を入れな

かった。そういうことじゃないですか。

それから、さっきからね、水利権の問題で、私は長崎県に言いたい。この検討の場でも、ちゃんと国が示しているように、既得水利の合理化、占有のことね、ちゃんと検証しなさいと書いてある。書いてあるにもかかわらず、あなた方は利水対策としての適用の可能性の中で、県北地域及び川棚川流域や限られた水資源の中で水運用がなされているため、余分な既得水利権は存在しないというふうに書いているだけで、佐々川のことについては全然触れられていない。佐々川の水利用の状況、実態把握すらしてもしない。あそこには九州相浦発電が日量 4,800 水利権を持ってる。しかし、実際の使用というのは 100 m³しかない。4,700 m³は遊休水利権として存在するじゃないですか。考えられる用水として、日量 2万 3,200 m³の水利権がある。しかし、この 10 年間、それこそ 365 日のうちの 38 日間しか使っていない。大きな遊休水利権がある。その実態を把握して、ここの転用や、使っていくという可能性、探究しようとする姿勢すらも感じられない。だから、安定的に佐世保市民に対して水を提供していきたいという、その気持ちない。

それよりもね、石木の人たちをダムの底に沈めて、その方が手っ取り早いという、それしかないじゃないですか。こういう水利権を活用していくということになったら、なぜやろうとしないのか。それが実現してしまったら、もう石木ダムは必要でないという世論が高まってしまって、石木ダム建設に向けて進めることができないと、それだけのことじゃないですか。

○長崎県：よろしいですか、回答させていただいて。

まず、相浦川の件でございますけども、今、ご指摘になりました九州電力につきましては、昭和 42 年に 1 万 4,000 m³の水利権を取っております。その後、昭和 59 年に 1 万 1,000 m³へ減量し、現在、4,800 m³という水利権に減量されております。

平成 20 年の実績としまして、3,850 m³の取水をやっております。もともと水利権の転用につきましては、今、水利権を持っておられる方々の判断がまず一義的に必要となってくる。その人たちが本当に遊休水利権という判断があるのか。判断があった上に、今度、河川のその地点での流況がどういう流況なのか。ですから、昔与えた水利権があつて、現在の流況と照らし合わせたときに、新たに転用できる水利権があるのかどうか。それが一番重要になってこようかと思えます。

○川原・木場地区地権者等：今の話を含めて、発電用水というのはさ、水力でしょう。

○長崎県：水力じゃない。火力です。

○川原・木場地区地権者等：すいませんでした。

先ほど局長は、合併されたところを含めて、市の水道としていかにしていかないかのだと言われましたよね。確かにそのとおりだと思うんですよ。そういうふうに考えてみると、今、佐世保水道は佐々川使ってないじゃないですか。あそこは結構水が豊富なんですよ。けど、不思議なことに、流況が調査されてないんだね。どの程度水が流れてて、どの程度水が使えるのか。その流況調査すらやってないんですよ。すごくおかしいと思わない？ 何m³水が取れそうか、そういう調査すらやってない。今度は同じ行政区域の中に入ったんだから、幾つかの町が。そこにも水をやるわけでしょう。そこにも水を一緒にするわけでしょう。そしたら、その水源考えていいわけでしょう。そういうふうに考えれば、佐々川がどの程度の流況になるか、何で流況を量ってないの。県に聞きたいんだけど。

○長崎県：河川管理者としては、低水観測は行っておりません。

○川原・木場地区地権者等：それさ、うがった見方すると、それをやっちゃうと水が使えるというのがわかるからという話になっちゃうよ。

○長崎県：いえ、そういうことじゃございません。基本的にああいう河川につきましては、我々はナックスと言いまして、情報基盤整備としまして、まず高水の管理、水位管理は全部やっております。それに基づいて避難とかやっていただくように、インターネット等で情報提供をしております。

ただ、低水の実測流量につきましては、基本的には水利許可申請者が当然のことながら把握して、関係利水者の同意を得た上で、これだけの量があるからこれだけ取りたいというのは、利水者の判断の材料だと思っております。

○川原・木場地区地権者等：けど、実測してないから出しようがないじゃない。これだけの余裕もあって…

○長崎県：ですから、逆に言いますと、新たな水利権が欲しい水需給者、そこで実測観測をやっていただいて、実際その流況実力がどうなのかということ判断して…

○川原・木場地区地権者等：それをなぜ市はやってないんですか。

○長崎県：付け加えますと、同じ佐々川の流域で佐々町がございまして、そこも水が不足しているところございまして、佐々町も自分のところで流量観測をしております。ところが、その結果、新たな水利取水は無理だというふうな判断をなさっているところがございます。

○川原・木場地区地権者等：じゃ、流況がわかるのね、それで。

- 長崎県：佐々町がやったデータはございます。
- 川原・木場地区地権者等：いつからいつまでやってるの。
- 長崎県：年度は覚えてないですけど、2カ年ぐらいやられています。
- 川原・木場地区地権者等：そんなもんなんですか。
- 長崎県：ですから、それで、後はタンクモデルで2年間分で検証しておりますので、それで10年間分の雨量に基づいてタンクモデルでやっております。
- 川原・木場地区地権者等：また計算流量の話だね。
- 川原・木場地区地権者等：だめだよ、それじゃ。
- 川原・木場地区地権者等：佐々川の水利権者に対して、今の実態に基づいてあなた方は今後引き続きこれを行使するのかどうか、そういう相談をなさったんですか。だってね、国の方から既得水利の合理化転用ということがわざわざ言われていて、しかも、佐世保市に対しては、上級官庁である厚労省の方から今度の検証の際に、長崎県からの要請には予断を持たずに必要な協力をするように求め、同時に既得水利の合理化転用の可能性について、検討主体と積極的に連携調整するように求めよということを、このことがわざわざ来ているわけですから、だから、今度の検討の場の結論として、こんなふうにはならないと。やっぱり、ちゃんとそこについてはこういう努力をやったけれども、こうだったという検討結果が示されてしかるべきだと、その痕跡がどこにもないという点について言えば、本当に安定的に佐世保市民に水資源を提供していってやろうという気持ちが県も市もない。石木に全部求めていくと、こういう姿勢からこういうことになっていると言わざるを得ないじゃないですか。
- 長崎県：先ほどご説明しました、佐々地区の状況をもう少し詳しくご説明させていただきます。
- 佐々町も水が欲しいんです。足りないんです。先ほど来、実測をやって取れるか取れないかの検討をやったわけですけど取れない。今、佐々町さんはどうされているかという、上流で深井戸を掘りまして、その井戸水にはフッ素がちょっと混じっていると。そのまま使えないということで、その水を河川に落として、下流側で河川水と一緒に取っているというふうな状況でございます。ですから、佐々町も新たな水源としての確保が欲しかったんですけども、それができなかったという状況でございます。
- 川原・木場地区地権者等：いや、あなた方に求めてきたんですか。佐々川からの水利権を佐々町は。あなた方が認めないからじゃないですか。
- 長崎県：ですから、そういう要望があった中で、じゃ、本当に佐々川の実力というのはどうなん

でしょうか。これだけの農地も張り付いていて、既得水利権も張り付いた中で、どれだけの実力があるんでしょうかということと一緒に検討しております。

○川原・木場地区地権者等：あなた方はさ、灌漑用水についてのね、その実態についてね、この前から私、佐世保市の水道局を通じて、出せ出せと言うてね、何日遅れで出てきたですか。そういう検証・検討をやっているとすると、即座に佐々川におけるあの灌漑団体が、どれだけの取水実績を持っているかというデータは右から左に出るはずじゃないですか。そういう実態把握も日ごろやっていなかったということのあらわれじゃないですか。出たところ、10年間3,650日でしょう。そのうちにね、灌漑用水として使われた日にちは、わずかに38日しかないんですよ。そういう事実を知っていたんですか。把握をしていたんですか。

○長崎県：取水実績につきましては、報告は上がってきております。それで当然把握しておりますし、佐々川の灌漑協会のことをおっしゃっておられるのかなと思いますけれども、これはあくまでも季別取水になっておりまして、夏場の灌漑期だけで、冬場は水を取らないというふうな水利権になっております。

○川原・木場地区地権者等：だからね、そういう問題を含めて、実態をきちっと把握した上で可能性があるとするならば、既得水域の合理化転用の点でも、本当に力を入れていくということが本筋じゃないですか。そういう痕跡が見えないというのは、やっぱり石木ダム建設、これが先にあるからではないかということをおっしゃるを得ない。

○長崎県：何度も申し上げておりますけれども、県北地域の中で遊休的な水利権として新たな水利権が設定できるような河川はございません。

○司 会：まことに申し訳ございません。時間も2時間過ぎてしましまして、この会場も長くは借りておられませんので、あと1つテーマがあるようですので、それを簡単に説明をいただいて、簡潔にお願いしたいと思います。

○川原・木場地区地権者等：環境カウンセラーをしております、■■■■と申します。よろしくお願ひします。

私はパワーポイントを使ってませんので、ペーパーで話させていただきます。

私は、実は、平成18年までありました、川棚川水系整備計画検討委員会で副委員長をさせていただきました。その中で、川棚川については、今、河川の流量とかという話がありましたけれども、素人ばかりですね。玄人といえは■■■■委員長だけです。■■■■委員長のことをご存じの方はわかられると思うんですけども、さっき■■■■さんがおっしゃいました

ように、私から言えば本当に御用学者の方で、県の主催者の都合のいいように結論を持っていく方で、私たちもこういった論議を続けても仕方がないということで、提言書を提出しました。4名で。そのときに、川棚川は堤防で、河道内で治水を行うべきであるということで、その他いろいろ遊水地案とかいろいろ提案しました。結局、残念でしようがないのは、堤防で治水を行えばダムは要らないのになど常々思っております。

今日、私は環境についてですけども、環境には配慮事業としているのは、5原則というのがありまして、ここに書いてありますけども、まず、『回避』というのがあります。『回避』というのは、こういうのを全部または一部を実行しないということです。影響を回避するということ。

それから、『最小化』といって、こういうのを実施、または堤防の規模を制限することによって、環境に与える影響を最小にするということです。

それから、次に『修正』というのがあります。影響を受けた環境そのものを修復して回復する。例えば、河川でいえば魚道の設置とか、そういうことが当たります。

『影響の軽減／除去』というのがありますけども、工事期間中どうしても生物に影響を与える場合は、避難をさせて、そしてまた工事完成後に戻すというやり方です。

そして、次に『代償』というのがあります。これが一番最後の手段になるんですけども、今言いました『回避』、『最小化』、『修正』、『影響の軽減／除去』、『代償』というのが、上から順番に行われている作業です。これを守っていくということで、環境に対して影響を与えない事業をやっつけようというのが趣旨なんです。

『代償』というのは、この中で言われていますけれども、トンボやカエルの生息地を工事区域内につくって、その生息地を守るということです。これが現行原則なんです。

ところが、2番に書いてありますけども、県のパンフレットは「生物に係る環境（動物、植物など）への保全措置としては、生息地の一部が無くなる貴重な動物や植物は、学識者の指導、助言を受けながら、移植等を行います。」とされています。

移植という方法は、植物については、『代償』の枠にも入らない最低の方法なんです。これが公共事業では常に行われています。

次に、最も重要なことは、アセスメント環境指針というのがあるんですが、それに書かれていることなんですけども、対象事業の影響を受ける、あるいは受けると予想される地域内で生じた生物の質的、量的変化はその地域内で調整され、補完されるべきであって、けっして他地域にその負荷のつけを回してはならない。すなわち、開発はすべて「内部解

決型」であることを条件とし、従来のように周辺にある他地域にそれを求めることは許されないということが書いてあります。これを基本にして、環境配慮事項は行われております。

環境配慮事項の中で、(2)にいけますけども、公共事業で今まで行われた環境配慮のほとんどが移植と生息地を他地域に求める方法なんです。ここに貴重な植物がありますから、どこかに移しますということなんです。移植の場合は、植物が生息地とする環境条件が十分明らかである条件にかかわらず、本当にそういうことがわからないまま移植されているのが現実です。

私はいろいろな形で、開発のときに、ほとんど行政なんですけども、そういう環境配慮が行われた後、全くモニタリングが行われていないんです。ですから、環境配慮を行ってほかに移植した植物が、ちゃんとそこで生存しているかというのは行われていないんです。これはどこでもやってないんです。ですから、環境配慮事業というのは、環境配慮がちゃんと適正に行われたということを確認をもって環境配慮だと思っているんです。ところが、それが行われないうまま、ただ移植をしたという行為だけで環境配慮されている。これは非常に重要な問題です。

植物というのは、移植して1年目ぐらいは大体、どんなところでも生きていけます。よっぽど水がない限りは。ところが、環境が悪いとだんだん衰えていって、4、5年すると枯れてしまうんですね。4、5年先までモニタリングをして、そこに生育できたことがわかって初めて環境配慮が完結するわけです。これが全く行われていないです。公共事業全般に言われることです。

そして、河川整備計画時の環境配慮ということで、私がしているときにいろんな話をしたんですけども、現在の環境省とか県では希少種をまとめたレッドデータブックを作っています。それに含まれているさまざまな生物が、さまざまな理由で減少しています。

今回のような不適切な環境配慮しか行われない公共事業が、種の生存へ大きな圧力をかけているんですね。

下の方で出てきますけども、石木ダムに関する環境配慮の後で、カエル類を例にしますと、言われているように、水田・河川・山林などの生息可能な環境は県内の至る所にあります。ところが、そうであれば、ニホンアカガエルとかトノサマガエルというのは希少種にならんわけです。何で希少種になっているのかというのが大事なところなんです。トノサマガエルというのは、長崎県内にはほとんどいないカエルです。ニホンアカガエルに対

しても、産卵場所や生息地もかなり少なくなっているみたいです。

こういうことを考えて、県がレッドデータブックを発行されて10年ぐらいたちました。10年後に必ず見直しますよということで、今見直しをしているところです。ほとんどの種がカテゴリーのランクが下がっています。というのは、絶滅危惧の危険度が增大しています。そしてさらに、新しい種がどんどんくわわっています。こういうことは、ちゃんとした環境配慮事業を行わなかったことのつけがどんどん回ってきているわけです。

そして、川棚川水系整備委員会のおきに出た意見の中で、直接工事の影響を受ける生物の中で、私が質問したのがここに書いてあるとおりです。

- ・ダムサイト内のカエル類、チョウ、トンボはいなくなる。
- ・カワガラスの移動場所が狭められる。
- ・フクロウの餌場がなくなる。
- ・ヤマセミはある一定の深さのある川でないと棲めない。
- ・カマツカ・ヤマトシマドジョウ・タカハヤはいなくなる。

これに対する県の回答は、基本的な対応の考え方として、「ダム貯水池の存在により、生息環境の場が一部が消失しますが、特定の種の生息環境の場がすべて消失し、全く生息できなくなる可能性は低いと考えられます。」ということをお答えられています。

これは、基本的な対応がまず間違っ、て、開発はすべて「内部解決型」にするのが基本なんです。この意味というのは、ここに書いてある県の回答は内部解決型ではなくて、従来のように周辺にある他地域にそれを求めているわけです。ほかに行くからいいよという感じなんです。これが常日ごろ行われています。

そして、ここにカエル類のことなんですけども、貯水池予定区域というのは県の回答なんですけど、棒線を引いているところがあります。「ニホンアカガエルの生息場である耕作地、水田、植林地が広く残存することから、本種の生息は維持されると考えられます。また、調査地域にはトノサマガエルの生息環境である水田が広く残存すること、貯水池上流の河川沿いには水田が多く存在し、本種の生息環境として残ると考えられることから本種の生息は維持されると考えられます。」とあります。

先ほども言いましたように、水田とか山林とか耕作地は、自然環境の質を問わなければどこでもあるわけです。ところが、では、なぜニホンアカガエルとトノサマガエルが希少種になっているのか。そこが考えられていないんですね。ということは、その開発地域の生態系の調査が不十分なわけです。こういう田んぼには棲む、こういう田んぼには棲ま

ない、こういう場所には棲む、こういう場所には棲まない、そういったことが十分に調査されてないわけなんです。ただ田んぼがあれば、そこにトノサマガエルとニホンアカガエルがいるとは限らないわけです。

そして、評価書の中で、概要版しか見てないんですけども、人工の産卵場所をつくるということを書いてありますが、これは本来ならば、耕作をされている期間に何もすることなくトノサマガエルとアカガエルが使ってくれる田んぼがあるわけです。ところが、それを人工的につくるとなれば、その人工的な場所をそのカエルが使うとは限らないわけです。しかも、それをずっと保全していかなければいけない。大変な努力が要るんです。なかなかこれは難しいことだと思います。

次がチョウ類なんですけども、コムラサキというのが最も絶滅の危険が高いんですね。これはヤナギを幼虫が食べるわけです。ここでは、県の方ではほかにヤナギが川のそばにたくさんあるからいいとか、メスグロヒョウモンはスマレがたくさんあるから絶滅することはないよということが書いてあります。ところが、何回も言いますように、コムラサキもメスグロヒョウモンも、みな希少種になっています。希少種になる要件というのがあるわけです。これが、どこのスマレも食べて、どこのヤナギも食べるような場所であれば、コムラサキもメスグロヒョウモンも同じように希少種にならないわけです。

なぜ希少種になるかという、そこにしかないようなもの。要するに、生物に多様性があるわけです。そういったことを全く十分に考えられないまま、この回答を書かれています。

特に、ヤナギ類というのは、川のそばに生えたり河道内に生えていますけども、河道内はすぐ水の流れを阻害するからということで伐採されていきます。

コムラサキは、ほとんど成虫がヤナギの樹液を吸います。ヤナギというのは、すべてが樹液を出すわけじゃなくて、ある一定大きな木しか樹液を出さないわけです。ですから、河道内とか川のそばに大きな木がないと生きていけないということになります。

ですから、こういったぐあいに、ヤナギがあるから大丈夫だよとか、スマレがあるから大丈夫だよというのは、要するに、結局ほかの地域に生息場所があるからいいよということと同じなんです。

それから、トンボ類なんですけども、ここに掲げているのがヒメアカネ、クロサナエ、オナガサナエ、オジロサナエの4種が挙げられています。ヒメアカネというのは、湿地を好むトンボです。クロサナエ、オナガサナエ、オジロサナエは溪流性のトンボです。クロ

サナエ、オナガサナエ、オジロサナエというのは、カテゴリーが高いランクになっています。

これは、県内の河川でも清流に棲むトンボですから、非常に生息場所が少ないということなんですね。それについて、ここでは、同じ環境が上と下にあるからいいんじゃないということを書いてあります。

そして、それで不十分な場合は、移植をして保全をするということが書いてあります。移植をするような場所というのは、あればどこにでもいるわけです。ですから、こういったことはまず不可能だと思います。

これについては、県知事の意見としても、こういうことはできないから十分考えなさいということが、環境影響評価準備書において知事が意見を付けています。それについては、その後のことを見ていませんからわかりませんが、とにかくトンボの移植とか、生物の移植というのは非常に難しいことなんです。ですから、基本的には規模を縮小するとか、つくらないとかいった、最初の回避の部類に入ってくるわけです。環境に対する影響を抑えるということになれば。

それから、次、カワガラス。カワガラスというのは鳥なんですけども、水辺の川にすんでいまして、川にもぐって中にすんでいる水生昆虫なんかを食べています。石木川においては、平野を流れる川から上流区間までいると書いてあります。

長崎県では、県内のカワガラスの生息地は非常に少ないです。このような中、石木川のカワガラスというのは非常に重要な存在であることを意識してほしいと思います。環境配慮には、特に鳥など大きな生物に関しては、その川だけじゃなくて長崎県内全体の生息状況も十分に考慮して影響を考える必要があります。ですから、これについては、工事期間とかいろんなことでカワガラスの餌をとる部分がなくなってしまうたり、カワガラスは川の中に巣を作りますので、そういった部分がなくなったりということで、ますます生息地が狭められる。県内の生息地が狭められるということになります。

それから、フクロウですけども、フクロウについては、「フクロウの営巣地や餌場は広く残存し、生息は維持されると考えられます。」と書いてあります。フクロウというのは、木のほらに巣を作りますので、営巣木というのは限られています。営巣可能な樹木が調査が行われていないようですので、このような結論はまだ出せないと思います。

それから、ヤマセミですけども、カワセミの仲間で、最も大きい日本に棲むカワセミですけども、結構流れのある、しかも深い場所を好みます。これは恐らく、長崎県内で最も

数が少なくなっている鳥の一つです。

ヤマセミと同じようにカワガラスも少なくなっていますが、カワガラスよりもヤマセミの方がさらに少なくなっています。これは餌場がだんだん少なくなっているということと、巣をつくる場所がほとんど河口の崖につくっているんですけど、今きれいに整備されてしまって巣をつくる場所がなくなってしまったことも大きな原因ですけども、こういった河川の改修とかいい川がなくなっていることによって少なくなっています。

それから、魚類の出ているカマツカ・ヤマトシマドジョウが出ていますが、長崎県のレッドデータブックでヤマトシマドジョウは希少種に入ってませんが、実は、生息河川が非常に限られています。生息する河川の底質が砂質の場所で、ダム建設工事で流れ出した泥の堆積とか、完成後水の流れが定量化すると泥が堆積しやすくなって、生息地がなくなる可能性があります。

基本的に川に棲む生物というのは、河川などの攪乱の大きな場所に生息する生物です。大雨による河床等の攪乱がないと生息できなくなります。環境影響評価の概要では、これに対する対策が全く見えてこないわけです。

クロサナエ、オナガサナエ、オジロサナエも河川の一定の攪乱がなければ生きていけない生物です。

一定量のダムができて水の流れが定量化すると、こういったトンボというのは見られなくなってしまう。

急いで話しましたが、現在、アセスメントは概要しか見てないんですが、それ以前の河川整備計画委員のときの県の回答も同じなんですけども、一般的に言われている「アセスメント」、こういった形で終わっていると思います。

ここで話をしたのは、希少種だけに保全策を対象にしていますが、基本的に、先ほど出てきましたゲンジボタルとか、地域の特性を持った生物が消えてしまうというのは、非常に困ったことです。これが次から次に起こって初めて生き物がいなくなってしまうわけです。生物に対する細心の注意を払いながらやっていかないと、今みたいに植物は移植します、動物はどこかへ出ていきます、ほかにもありますからと。そういうことをずっと続けていけば、どんどん生き物は少なくなっていくわけです。ですから、そういったことではなくて、やはり真剣にダムが本当に必要なのかと考えながら、その中でこしかなんだというちゃんとした、私も石木ダムを何でつくらなければいけないかというのはよくわかりません。ですから、環境影響評価するにあたって、ちゃんとしたことが行わ

れたのかどうか、非常に私は疑問を持っているところです。

私の意見としては以上です。

○司 会：ありがとうございました。

それでは、ただいまのご意見に対して県側の見解をお願いします。

○長崎県：河川課の[]です。

今、[]さんの方からさまざまなご意見をいただいておりますけども、まず、条例に基づきます環境影響評価というのを平成19年から平成20年までやっております。20年2月29日から3月29日まで、最終的な評価書の公告縦覧を行っております。

この条例に基づきます環境影響評価につきましては、第三者機関であります環境影響評価審査会、それぞれの専門の方が入られております第三者機関で審議をいただいております。

それと、今、[]さんからご意見がございました、「内部解決型」につきましては、改変区域+500mの範囲で予測評価を行っておりまして、「内部解決型」であるというふうを考えております。

それと、どうしても生息環境の関係から移植しなければならないという場合につきましては、現時点では3年間を基本としてモニタリングを実施するように考えております。基本的には現在も環境影響評価書の作成後もそれぞれの専門家の方々にお話をお聞きしながら、移植等について検討をいたしております。本日、[]さんからいただきました資料も我々、それぞれの両生類、鳥類、魚類等のそれぞれの専門家の方にも見ていただきまして、今後対応を図ってまいりたいと考えております。

○川原・木場地区地権者等：「内部解決型」というのは、基本的にはその中で解決することなんですけども、移植というのは今まで経験が全くないんです。今まで全く記録がありません。どういうところにどういうものを移植したから成功したという例はないんです。それがないと、それがいないから、ちゃんと保全できるという可能性がまずないんですよ。だから、基本的にはそういうことをやるべきでない。もし影響があるとすれば、その部分を取り除く。要するに、影響を回避する。まず最初のことです。そういうことをしなければいけないと思います。

トンボとかカエルにしても、ここに書いてあるのは、上とか下に生息地があるから、中の部分はなくなっても致し方ないと書いてあります。

何べんも言うようなんですけども、本当に生態系にこういうところに棲むんだという場所が

はっきりわかって、そういう場所があるかどうかです。ここには全くそういうことは書いてないんです。そういうことが書いてないですから、じゃ、それで「はい」と言うわけにはなかなかいかないと思います。ですから、本来はその中で回避をするというのが基本的なものですから、その辺を十分考えていかないと、これからもこういった問題幾つも起きてくると思います。

そういうことを怠ることによって、長崎県内の生物というのはどんどん減っていったるわけです。そして、絶滅危惧種が増えることになります。

何べんも言いますように、他の地域にいるからいいやとか、ほかのところに行くからいいやというのがほとんどなんです。そういうことをやっている限りは、どんどん生物は少なくなっていく。ですから、総合的にアセスメントというのは、私は生物の部分だけなんですけど、今皆さんがおっしゃったこと、水利権を含めて河川の治水まで含めた中で、本当に石木ダムしか、あの場所しかなかったのかというのを本当に知りたいところなんです。それがないと環境配慮もできない。石木のここしかないんだということがあって初めて、最終的に環境配慮型に持っていくわけですね。それが今、十分行われていないということが、非常に残念で仕方がないですね。

○長崎県：環境調査につきましては、先ほども言いましたように、平成5年ですかね、もっと前からずっとやっておりますし、その後のデータにもとづきまして、専門の方々にも見ていただきまして、おっしゃるような最後の手段として移植となった場合に、今現在でも、一昨年も、植物の例としまして、移植先についてまず調査してみまして、それについて専門家の方にも見ていただきまして、その後移植を今モニタリングをやっているような状況でございますので、それぞれの専門家の方と協議しながら、今後できるだけ影響が少ないような方策をやっていきたいと考えております。

○川原・木場地区地権者等：それは何年ぐらいまでやっているわけですか。

○長崎県：調査は平成5年から。

○川原・木場地区地権者等：調査はいいんですよ。調査はどこでもされていることなんです。調査の後にいかにそれを保全していくかという、例えば移植のテストをする。その状況なんか聞いたことがないです。

○長崎県：21年に専門家の方に相談しながら、実験的にやっております。

○川原・木場地区地権者等：その状況はどうなんですか。

○長崎県：石木ダム事務所の■■■■と云います。